

監 査 報 告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の令和6事業年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、期初に定めた監事監査計画においては、リスクフォーカスする個別事項として以下の事項を選定し、重点的な監査を実施した。

- ① 法令違反を起こさない対策とその実施状況
- ② 第5期中長期計画達成に向けた取組状況と第6期に向けた準備状況
- ③ 施設の適切な管理状況(老朽化施設の整備状況、施設集約化に向けた取組状況、スマート農業に関する施設等の供用の状況ほか)
- ④ 契約職員に対する労働安全衛生管理の徹底状況

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分及びその他の記載内容に関連する重要な相違点の有無等)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、第5期中長期目標に従い効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

法人の長の強力なリーダーシップの下、毎月の所長・管理部長会議において業務運営上の指示事項の徹底を図ると共に研究課題の進捗確認の実施がなされていた。また、仕事に対する理事長自らの「思い」を役職員に対して直接伝えるために理事長通信を30回発信したことや理事長による拠点往訪により、組織の一体感が高まったものと認める。

第5期を通じて、専門研究・地域研究に対応するセグメント研究、情報技術を核とした基盤技術研究、農研機構の総力を挙げて実施するNAROプロジェクトによる一体的な研究推進に取り組んできたことに加えてハイインパクトな基礎・先導研究を行うN.I.P.(Naro Innovation Program)や社会実装を見据えた技術適用研究などを総合的に進めた結果、基礎・応用・実用の各段階において多くの成果が生み出されてきたものと評価する。

第5期中長期計画見込み評価においては、研究成果のみならず広報活動、知的財産管理、外部資金獲得等を含め、理事長着任以来のガバナンス改革が組織の高い実績に結実したものとして外部委員からの評価も高く、総じて所定以上の成果を上げているものと認める。合わせて、第6期に向けた準備では組織上の手当を行うと共に各種会合において幅広く意見聴取を実施するなど丁寧に実施している。

令和6年度春植用ばれいしょ原原種(令和5年度生産)において高温障害の影響と見られる萌芽不良が発生したが、栽培管理や収穫物管理の徹底による再発防止策が講じられた。引き続き、土壌改良や関連施設の整備が求められる。

リスクフォーカスした個別事項のうち、「法令違反を起こさない対策とその実施状況」に関しては、「正当化」を許さない組織文化育成に向け、各種研修を実施すると共に上述の理事長通信においてもコンプライアンスの徹底をテーマとする回を設けるなど幅広く対策を実施してきた。また、2025年度の理事長の組織目標においても「不正行為の正当化を許さない(見逃さない、見過ごさない)組織文化の形成」を明示している。組織文化の定着には時間を要することから今後も継続的な取組が求められる。

同じくリスクフォーカスした個別事項のうち、「契約職員に対する労働安全衛生管理の徹底状況」に関しては、全職員対象の危険予知能力養成研修の他、契約職員に作業指示を

行う職員対象の職長研修の実施の効果もあり、契約職員の業務上災害発生件数は前年度比減少(11件、前年度比7件減少)したものの雇用形態別災害発生率では依然として一番高い状態が続いており、改善途上と判断する。また、職種別業務上災害発生状況では技術支援系の発生率が高止まりしている。職務内容を勘案すると他の職種以上に重大事故につながるリスクが大きいので、技術支援系に対する対策も必要と思われる。なお、休業災害度数は2年連続で0.2以下を達成したことは評価する。一方で、通勤途上の交通災害や事業用車の物品損傷事故が前年度よりいずれも増加しており、総合的な労働災害対策が必要と思われる。

その他の個別事項に関する意見は次項で述べる。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- (1) 内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。新しい仕組みに変更して2年目であり、定着を図っている段階と判断する。研究インテグリティなど研究を取り巻く環境変化により、管理負担は増大傾向にあることから、内部統制システムの形骸化防止のため、有効かつ効率的な運用を図るべく、PDCAサイクルをしっかりと回すことが重要と思われる。
- (2) 法人の基本理念・運営方針、役職員等の倫理指針・行動規範について、理事長通信や理事長の拠点往訪等により法人の長自らが説明することで組織への浸透が図られているものと認識する。
- (3) 業務運営に際しては、役職員等の責任と権限をより明確にした形で指示が出され、効果的に業務執行がなされている。また、役員会は令和6年度には26回開催され、適時適切に議論がなされることで法人の長の意思決定の補佐機能と牽制機能が果たされていると認識する。
- (4) 予算、収支計画及び資金計画の執行については、令和6年度に21回開催された予算委員会等を通じ、重要度に応じた予算配分と適切な執行管理がなされているものと判断する。また、前事業年度に続き、光熱水料費を優先確保したうえで研究業務への影響を最小限に抑えた機動的な予算マネジメントを行い、予算内で業務を執行したことに加え、第5期中長期計画最終年度に当たる令和7年度について予算配分時期の前倒しに向け準備を進めたことを評価する。人手不足や建築単価高騰により施設建設・修繕工事に遅れが生じがちであることに加え、物品調達案件の集中も予想されることから予算の計画的な執行に向けて一層の進捗管理が求められる。
- (5) 施設の管理・運営については、予算上の制約がある中で、保有施設の約4分の1の施設を最重要施設と指定し、老朽化状態の評価・維持コストの試算等を行い長期的な施設整備計画を策定し、同計画に基づき令和6年度に17回開催された資産・環境管理委員会の討議を踏まえ、適切な優先順位に基づいた修繕や保守点検を実施してきた点は評価する。今後も、適切な施設の整備には相当額の予算が必要であり、関係者の理解の下、しっかり

- 措置されることが重要と思われる。予算の状況によっては、研究課題の重点化と整合を取った上で、更に踏み込んだ整備計画も必要になると思われる。建築資材高騰や人員不足等により建設・修繕工事の進捗管理には相当の注意が必要な状況であり、そのための専門人材の確保も重要である。その点で、管財関係の専門人材獲得に向けた動きは評価できる。
- (6) 研究費の適正経理に関しては、文部科学省及び農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき研究費の不正使用等防止計画を策定し、日常的なモニタリングを含め適切な管理が実施されていると判断する。
- (7) 電子メールの誤送信が2件発生したことは遺憾である。研究成果や個人情報を含んだ情報管理の徹底に関し、職員の意識向上に向けた研修の実施を含め継続的な実効性のある啓発活動が必要である。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

給与水準、随意契約の適正化を含めた入札・契約、法人の長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しについての法人の判断・取組は妥当であると判断する。

令和7年6月 20 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事

中根 宏行

監事

加藤 剛

監事

増井 国光